

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和8年8月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
------------------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
---------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 九州(受)第2600043号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2600009号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を令和4年3月17日は30万円、同年11月18日は15万円、令和5年3月14日は30万円に訂正することが必要である。

令和4年3月17日、同年11月18日及び令和5年3月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年3月17日、同年11月18日及び令和5年3月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和4年3月17日
② 令和4年11月18日
③ 令和5年3月14日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が提出した請求期間①、②及び③に係る賃金台帳によると、請求者は、同社から請求期間①は30万円、請求期間②は15万円、請求期間③は30万円の賞与を支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2600055 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2600010 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における令和 5 年 6 月 30 日の標準賞与額を 35 万円に訂正することが必要である。

令和 5 年 6 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 5 年 6 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 62 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 5 年 6 月 30 日

社会保険関係の届出は社会保険労務士に委託していたが、年金事務所の総合調査を契機に請求期間に係る賞与支払届が提出されていないことがわかった。その後、賞与支払届は提出されたものの、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、保険給付の対象とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した A 事業所に係る賞与集計表、夏期賞与明細一覧及び普通預金通帳の写し並びに同事業所が提出した年間賃金台帳（簡易）及び夏期賞与明細書によると、請求者は、同事業所から請求期間において 35 万円の賞与を支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2500355号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2600008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年10月上旬から昭和56年7月下旬まで

私は、昭和54年10月頃から昭和56年7月頃まで、B県C市に所在していたA社で雇用され、海外展開していたD国のE店に勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。

調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、B県C市に所在していたA社で雇用され、海外展開していたD国のE店に勤務していた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、B県C市において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、B県C市を管轄するF法務局は、商号に「G」を含み、所在地がB県C市に該当する法人は見当たらない旨回答しており、請求者が主張するA社を特定できないことから、請求者の同社における雇用実態等について照会することができない。

また、F出入国在留管理局が提出した請求者の身分事項に合致する者に係る日本人出帰国記録によると、出国年月日は1979(昭和54)年1月*日、帰国年月日は1981(昭和56)年2月*日とされていることが確認できるものの、滞在国は確認できない上、請求者が前述のE店に勤務することとなった時の関係者及び同僚として氏名を挙げた者を特定できないことから、請求者のE店における勤務実態等について照会することができない。

なお、オンライン記録によると、請求期間において、請求者が主張するA社と事業所名称が類似し、所在地がB県内である厚生年金保険の適用事業所としてH社(現在は、I社)が確認できるものの、I社は、D国のE店へ派遣業務を行っていたか、請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出を行ったか、請求者に対して給与を支給したか、請求期間当時を含む昭和61年以前に、B県C市にH社の本店、支店、「G」の名称が入ったビル、関連事業所があったかなどについて、いずれも不明である旨回答している。

また、H社が加入していた厚生年金基金は既に解散していることから、請求者の当該基金に係る加入記録を企業年金連合会に照会したが、同連合会は、請求者の移換記録はない旨回答している上、H社が加入している健康保険組合は、請求者の被保険者記録は確認できない旨回答している。

さらに、請求者の請求期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、H社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求期間及び前述の日本人出帰国記録により確認できる出国から帰国までの期間において請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。